

です。

主な内容は、次のとおりです。  
川越市介護給付費等支給審査

会の委員の定数等を定める条例  
については、障害者自立支援法  
第十五条の規定により、介護給  
付費等の支給に関する審査会を  
設置し、委員の定数を二十人以  
内に定めるとともに、その名称

を川越市介護給付費等支給審査  
会としたものです。なお、附則  
において特別職の職員で非常勤  
の者の報酬及び費用弁償に関す  
る条例を一部改正し、介護給付  
費等支給審査会の委員の報酬を  
月額一万六千円としたものです。

川越市中心障害児母子通園施設  
条例については、児童福祉法  
の居宅生活支援費が障害者自立  
支援法の介護給付費に移行する  
ため、川越市中心障害児母子通  
園施設（川越市立ひかり児童園）  
の使用料に係る規定の整備をし  
たものです。

川越市重度心身障害者医療費  
支給に関する条例については、  
本市が支援費の支給等をしてい  
る本市の区域外の施設に入所等  
をしている者のうち、医療費助  
成金に相当する給付の支給を受  
けていない者を新たに加えるこ  
ととし、他の市町村が支援費の  
支給等をしている本市の区域内  
の施設に入所等をしている者の  
うち、医療費助成金に相当する  
給付の支給を受けている者を除  
くこととしたものです。併せて、  
規定の整備をしたものです。

**川越市衛生関係事務手数料  
条例の一部を改正する条例を  
定めることについて**

原案可決

動物の愛護及び管理に関する  
法律の一部改正等に伴い、本条  
例の一部を改正したものです。

改正の内容は、動物取扱業の  
登録申請手数料等の新たな手数  
料の設定及び手数料の額等の改  
正並びに臨床検査技師、衛生検  
査技師等に関する法律の名称が  
臨床検査技師等に関する法律に  
改められること等に伴う規定の  
整備をしたものです。

**川越市霞ヶ関駅自由通路条  
例を定めることについて**

原案可決

川越市道路附属物自動車駐  
車場条例を定めることについ  
て

霞ヶ関駅北口整備事業に伴い、  
条例を制定したものです。  
主な内容は、次のとおりです。

川越市霞ヶ関駅自由通路条例  
については、霞ヶ関駅の利用者  
等の利便性の向上を図り、同駅  
の南北をつなぐ自由通路を設置  
するため、当該自由通路の名称  
及び位置、行為の禁止、利用の  
禁止又は制限、損害賠償その他  
の事項を定めたものです。

川越市道路附属物自動車駐車  
場条例については、駅前広場の  
交通の円滑化と駅利用者等の利  
便性の向上を図るため設置する  
自動車駐車場の名称及び位置、  
駐車できる自動車、駐車期間、  
駐車料金の額、損害賠償その他  
駐車場の管理に關し必要な事項  
を定めたものです。

**川越市開発許可等の基準に  
關する条例を定めることにつ  
いて**

原案可決

都市計画法の規定に基づく市  
街化調整区域における開発許可  
等の基準を定めるため、本条例  
を制定したものです。

主な内容は、都市計画法の規  
定に基づき、市街化調整区域に  
おける開発許可等の基準に關し  
必要な事項として、これまで運  
用してきた開発許可の基準等に  
加え、新たに最低敷地面積、開  
発を許可する区域の指定、環境  
の保全上支障があると認められ  
る予定建築物の用途について定  
めたものです。

**川越市一般職の職員の給与  
に関する条例等の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て**

原案可決

地方自治法の一部改正に伴い、  
關係する九件の条例の一部を一  
括して改正したものです。

改正の内容は、普通地方公共  
団体の職員に対し支給すること  
ができる手当の種類を定めてい  
る地方自治法第二百四十二条第  
一項の改正に伴い、職員に支給し  
ていた「調整手当」を廃止し、新  
たに「地域手当」を支給するこ  
ととしたものです。

**川越市一般職の職員の給与  
に関する条例及び川越市企業  
職員の給与の種類及び基準に  
關する条例を定めることにつ  
いて**

原案可決

川越市保健所条例及び川越  
市立診療所条例の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て

改正の内容は、各年度におけ  
る保険料率に関する第一号被保  
険者の区分ごとの保険料率を定  
めたものです。

**川越市介護保険条例の一部  
を改正する条例を定めること  
について**

原案可決

改正の内容は、通勤距離が片  
道2km以上のもので、交通機関  
等を利用せず、又は交通用具を  
使用しないもの及び、通勤距離  
が片道2km未満のものに係る通  
勤手当を廃止したものです。

川越市介護保険条例の一部  
を改正する条例を定めること  
について

改正の内容は、各年度におけ  
る保険料率に関する第一号被保  
険者の区分ごとの保険料率を定  
めたものです。

**川越市保健所条例及び川越  
市立診療所条例の一部を改正  
する条例を定めることについ  
て**

原案可決

平成十八年度から平成二十年  
度までの保険料率を定める等の  
ため、本条例の一部を改正した  
ものです。

改正の内容は、各年度におけ  
る保険料率に関する第一号被保  
険者の区分ごとの保険料率を定  
めたものです。

平成十八年厚生労働省告示第  
九十二号をもって診療報酬の算  
定方法が制定されたことに伴い、  
關係する二件の条例の一部を一  
括して改正したものです。

改正の内容は、川越市保健所  
条例の手数料の額に係る規定及  
び川越市立診療所条例の使用料  
の額に係る規定を整備したも  
のです。

**包括外部  
監査契約**

包括外部監査契約について  
原案可決

当該契約の締結に当たり、あ  
らかじめ監査委員の意見を聴く  
とともに、議会の議決を経なけ  
ればならないとされていること  
から、包括外部監査契約に係る  
契約の目的、契約の始期、契約  
の金額及び相手方を定めること  
について、議会の議決を求めた  
ものです。

なお、契約の始期、金額及び  
相手方は次のとおりです。

- 一、契約の始期  
平成十八年四月一日
- 二、契約の金額  
一千六百万円を上限とす  
る額
- 三、契約の相手方  
和光市新倉一丁目  
十一番九十号  
和田正夫  
(公認会計士)

**議事の  
あらまし**

第一日（二月二十七日）会  
期を二十六日間と決定。継続  
審査となっていた案件につい  
て、各委員長より報告が行わ  
れ、審議の結果、請願二件の  
うち一件を不採択、一件は請  
願者からの取下げ願を了承す  
ることに決定。地域振興ふれ  
あい拠点施設建設にかかわる  
諸問題については、さらに継  
続審査と決定。また、平成十  
六年度決算十三件をそれぞれ  
認定。次に提出案三十七件に  
ついて提案理由の説明を実施  
第二日（二月二十八日）本  
会議休会。

第三日（三月一日）提出案  
に対する質疑を実施した後、  
關係委員会にその審査を付託  
第四日（三月二日）提出案  
に対する質疑を実施した後、  
關係委員会にその審査を付託  
第五日（三月三日）提出案  
に対する質疑を実施した後、



# 平成18年度当初予算

## 一般会計・特別会計(12会計)の総額は 1,675億8,858万円余に

今定例会には、平成18年度一般会計予算など当初予算13件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。今年度の当初予算は昨年度と比べ、一般会計で0.4% (3億1千万円) の増、特別会計12会計の合計で2.6% (21億407万3千円) の減、全体の予算では1.1% (17億9,407万3千円) の減となっています。

平成18年度一般会計予算の総額は876億3千万円、特別会計12会計の予算額は合計で799億5,858万6千円で、各会計別の予算額は次の表のとおりです。

(表1) 平成18年度会計別予算額

(印は減)

会 計 別	平成18年度当初	平成17年度当初	増 減 額	増 減 率	
一 般 会 計 (イ)	千円 87,630,000	千円 87,320,000	千円 310,000	% 0.4	
特 別 会 計	国民健康保険事業	26,848,400	26,406,800	441,600	1.7
	老人保健医療	20,379,535	20,460,379	80,844	0.4
	休日急患・小児夜間 診 療 事 業	390,000	63,310	63,310	皆減
	介 護 保 険	10,356,000	10,029,600	326,400	3.3
	母子寡婦福祉資金貸付	87,200	96,450	9,250	9.6
	競 輪	3,051,000	3,069,000	18,000	0.6
	公共地下駐車場	229,600	240,700	11,100	4.6
	交通災害共済	65,276	68,500	3,224	4.7
	農業集落排水	92,100	188,900	96,800	51.2
	西口土地区画整理	191,500	372,600	181,100	48.6
	水 道	9,616,949	9,907,370	290,421	2.9
	公共下水道	8,651,026	11,159,050	2,508,024	22.5
	特別会計・小計(口)	79,958,586	82,062,659	2,104,073	2.6
	総 計 (イ) + (口)	167,588,586	169,382,659	1,794,073	1.1

関係委員会にその審査を付託  
第六日(三月四日)及び第七日(三月五日) 本会議休会  
第八日(三月六日) 本会議休会、議会運営委員会開催  
第九日(三月七日) 通告順により一般質問を実施  
第十日(三月八日) 通告順により一般質問を実施  
第十一日(三月九日) から第十四日(三月十二日) まで本会議休会  
第十五日(三月十三日) 通告順により一般質問を実施  
第十六日(三月十四日) 通告順により一般質問を実施  
第十七日(三月十五日) 本会議休会  
第十八日(三月十六日) 通告順により一般質問を実施  
次に追加提出された議案三件について、提案理由の説明、質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託  
第十九日(三月十七日) 本会議休会、四常任委員会開催  
第二十日(三月十八日) 及び第二十一日(三月十九日) 本会議休会  
第二十二日(三月二十日) 本会議休会、厚生常任委員会開催  
第二十三日(三月二十一日) 及び第二十四日(三月二十二日) 本会議休会  
第二十五日(三月二十三日) 本会議休会、厚生常任委員会開催